

後期高齢者医療保険料・介護保険料還付申請兼請求書

被保険者氏名		被保険者番号	後期 介護								/	/
被保険者生年月日	大正 ・ 昭和 年 月 日											
被保険者住所												
還付事由	死亡 ・ 転出 ・ その他()						事由発生日	令和 年 月 日				
下 呂 市 長 様 令和 年 月 日 納付済保険料の還付について、下記のとおり申請（請求）します。 なお、本件について万一利害関係者から異議申し立てがあった場合、私（申請者）が責任をもって解決します。 << 申 請 者 >> 郵便番号〒 住 所：_____ 氏 名：_____ （被保険者との続柄： _____ ） 電話番号 （ ） - _____ 携帯番号 - - _____												
振込先 口 座	フリガナ											
	口座名義人											
	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		本店 支店 出張所 支所	預金種別	口座番号							
				1. 普 通 2. 当 座 3. その他 ()								
郵便局を指定される場合は、 この欄に記入してください			通帳記号			通帳番号（右づめで記入してください）						
			1			0 の						

※☐75歳以上(75歳未満であっても後期資格有も含む)は後期担当へ ☐65歳以上は介護担当へ

《注意事項》

- 被保険者転出・資格喪失・納めすぎの場合、被保険者本人が申請してください。
※転出の場合、申請者欄の住所は転出先の住所を記入して下さい。還付通知の送付先となります。
- 被保険者が亡くなっている場合、相続人代表者が申請してください。
※相続人の範囲は、被保険者から見て「配偶者・子・孫・親・祖父母・兄弟姉妹・甥姪」です。
それ以外の方が請求される場合は、相続関係が確認できる書類等の写しを添付してください。
また、相続放棄をされる方(又は相続放棄をされた方)は、請求できません。

保険料の未納がある場合は、還付できないことがあります。(保険料に充当される場合があります)

記入例

後期高齢者医療保険料・介護保険料還付申請兼請求書

被保険者氏名	広域 太郎	被保険者番号	後期	1	2	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
			介護	2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
被保険者生年月日	大正 ・ 昭和 × 年 × 月 × 日																					
被保険者住所	岐阜県下呂市森960番地																					
還付事由	死亡・ 転出 ・ その他 ()										事由発生日						令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日					
下 呂 市 長 様 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 納付済保険料の還付について、下記のとおり申請(請求)します。 なお、本件について万一利害関係者から異議申し立てがあった場合、私(申請者)が責任をもって解決します。 ≪ 申 請 者 ≫ 郵便番号 〒 501-6111 住 所: 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 氏 名: 広域 一郎 (被保険者との続柄: 子) 電話番号 (○○○) □□□ - △△△△ 携帯番号 090- □□□□ - △△△△																						
振込先 口座	フリガナ		コウイキ イチロウ																			
	口座名義人		広域 一郎																			
	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所 支所	預金種別	口座番号																		
			1. 普 通 2. 当 座 3. その他 ()																			
郵便局を指定される場合は、この欄に記入してください		通帳記号				通帳番号(右づめで記入してください)																
		1 2 4 5 0 の				1 2 3 4 5 6 7 1																

※□75歳以上(75歳未満であっても後期資格有も含む)は後期担当へ □65歳以上は介護担当へ

≪ 注意事項 ≫ 下記注意事項をご確認ください

- 被保険者転出・資格喪失・納めすぎの場合、被保険者本人が申請してください。
※転出の場合、申請者欄の住所は転出先の住所を記入して下さい。還付通知の送付先となります。
- 被保険者が亡くなられている場合、相続人代表者が申請してください。
※相続人の範囲は、被保険者から見て「配偶者・子・孫・親・祖父母・兄弟姉妹・甥姪」です。
それ以外の方が請求される場合は、相続関係が確認できる書類等の写しを添付してください。
また、相続放棄をされる方(又は相続放棄をされた方)は、請求できません。

保険料の未納がある場合は、還付できないことがあります。(保険料に充当される場合があります)